

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年06月21日	
福岡県知事 (市長)	殿
提出者 住 所 福岡市博多区店屋町2番16号 氏 名 株式会社銭高組九州支店 執行役員支店長 野間栄喜 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 092-291-3947	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	福岡市博多区店屋町2番16号
事業場の所在地	株式会社銭高組九州支店
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	12,953百万円/年(完成工事高)
③ 従業員数	総数 1,025名(九州支店 92名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物 → 収集・運搬委託先 → 中間処理委託先 分別 → ・再生(破碎・焼却・固化・有償売却など) 一再生品 ・最終処分

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り (次ページより2葉に示す)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・過剰な梱包材を避けることや、プレカットできるものはできるだけ工場で行なわせる。 ・4R運動による余分な資材は持ち込まないための指導を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・建設廃棄物のリサイクルを高めることにより、最終処分地に廃棄する建設廃棄物を限りなく「ゼロ」に近づけることを目標にゼロエミッション活動を推進する。		

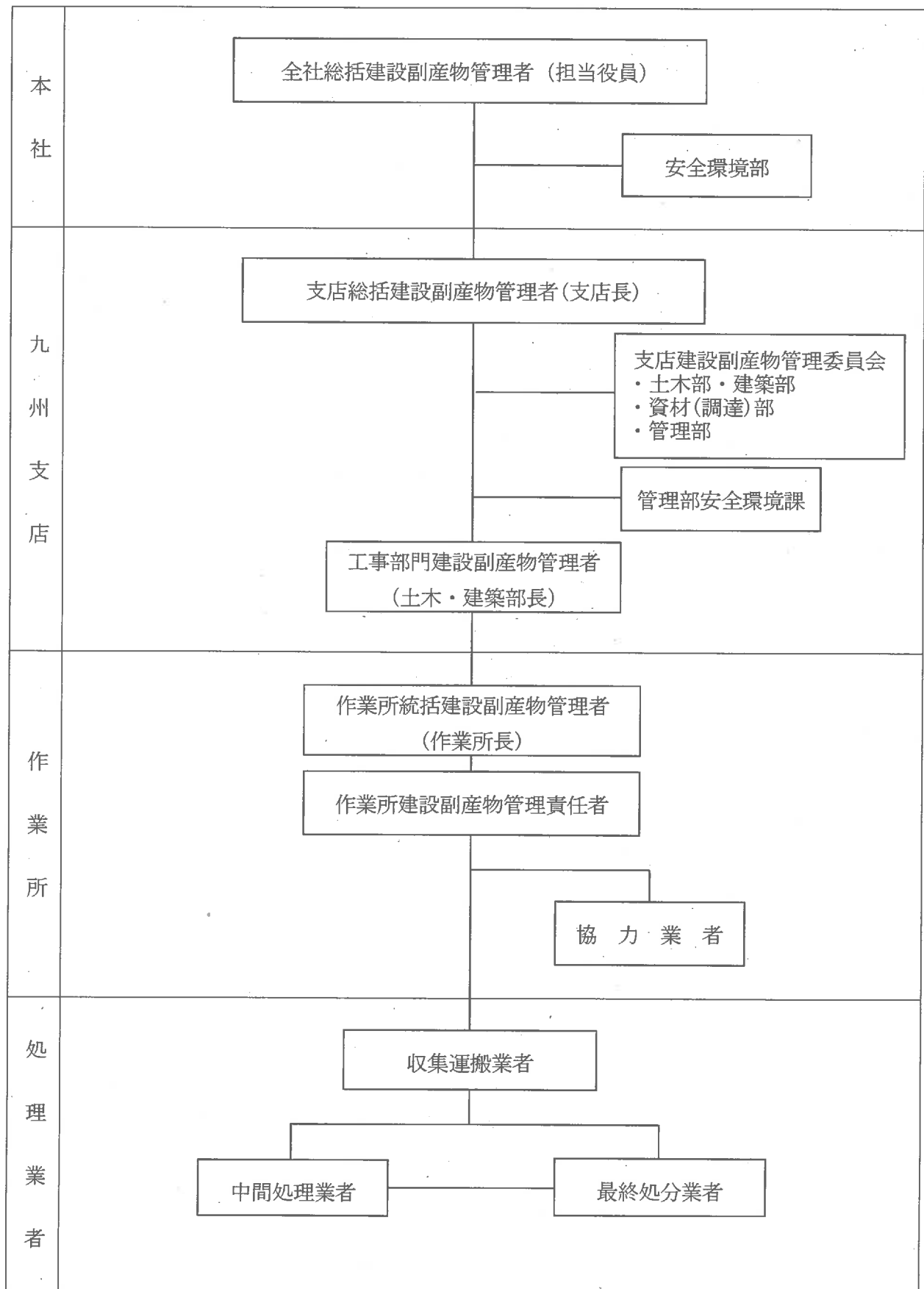
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各作業所において、分別処理を確実に実施する為、廃棄物の収集箱を種類別に設置している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の排出を抑制し、リサイクル処理推進の為、分別作業を徹底し、最終処分量を減少させる。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

総括環境管理者		所 属：九州支店	職・氏名：執行役員支店長 野間栄喜
廃棄物担当		組織名：管理部安全環境課	組織人数：3名
役 割	建設副産物 管理委員会	○建設副産物処理及び建設公害防止等の検討及び審議 建設副産物の適正処理及び建設公害防止等の環境管理事項を円滑にするために、建設副産物委員会を組織し、環境管理体制に関する事項、基本計画の作成に関する事項、調査研究及び情報交換に関する事項、工事現場への指導に関する事項、その他環境管理に関連する必要な事項の審議を行う。 ・委員長 — 支店長 ・委員 — 土木部長、建築部長、資材課長 他 ・事務局長 — 安全環境課長 ・事務局員 — 安全環境課より2名	
	工事部門 建設副産物 管理者 (土木部長) (建築部長)	○統括建設副産物管理者を補佐し、各工事における環境管理に関する事項を管理作業所における環境管理に関し、関係部署との調整を図り作業所統括建設副産物管理者を指揮して、各作業所に関する事項を統括管理する。 ・環境管理に関する重点方針の推進 ・関係諸法令及び関係行政機関等からの諸通達事項等の指示徹底 ・環境管理に関する各種計画案の検討及び決定 ・環境管理に関する作業所への指導・教育・パトロール ・建設副産物処理、及び建設公害に関する調査結果の把握、及び対策の指導	
	作業所統括 建設副産物 管理者 (作業所長)	○作業所の建設副産物管理に関する事項を統括管理 ・建設廃棄物処理計画書の作成、及び実施状況報告書の作成・保管 ・再生資源の基本的利用計画書の作成、及び実施状況報告書の作成 ・関係官庁等との協議、及び届出・報告 ・委託契約の締結業務一式 ・環境問題に関する事故の未然防止 ・社員・協力会社等関係者に対する指導・教育	
	作業所建設 副産物管理 責任者	○作業所統括建設副産物管理者を補佐し、作業所における建設副産物の適正管理に関する事項を管理する。 ・作業所における建設副産物の再生資源利用及び利用促進に関する計画及び実施 ・各種計画書、及び管理台帳等の実施状況の記録保存 ・廃棄物の適正処理の確認 - 収集・運搬車両、運転者、運行経路等の確認 - 処理施設及び処理状況の現地確認 ・各種伝票の発行・管理 ・協力会社等に対する再生資源の利用に関する意識の啓蒙	
	安全環境課	○統括建設副産物管理者を補佐するとともに、下記事項の推進を図る。 ・作業所における環境管理に関する教育・監督・指導・支援・パトロール ・作業所における適正処理等の実施状況把握と記録の調査・確認、及び記録の保管 ・その他支店における環境管理に関する事務処理	

廃棄物管理組織



(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に則り、できるだけリサイクル率が高い産業廃棄物委託業者を選定し、書面による契約を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・建設廃棄物の低減（新設、新築に伴う建設廃棄物の削減） ・混合廃棄物排出量の低減 ・リサイクル率の向上 ・電子マニフェスト加入業者選定と促進 ・定期的な処分業者の現地確認		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位：トン（t）

		産業廃棄物の種類							排出量 合計	
		廃プラスチック類	木くず	陶磁器くず・コンクリートくず及びコンクリートくず	石綿含有（がれき）類	石綿				
①現状【前年度（令和4年度）実績】										
②計画【目標】										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
①現状	排出量	68.61	331.92	3301.4	404.04	9.6			4115.57	
②計画	排出量	0	0	0	0	0			0	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
②計画	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0			0	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
全処理委託量		68.61	331.92	3301.4	404.04	9.6			4115.57	
①現状	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	75	0	0			75	
	再生利用業者への処理委託量	68.61	331.92	3301.4	0	0			3701.93	
	認定熱回収業者への処理委託量								0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								0	
全処理委託量		0	0	0	0	0			0	
②計画	優良認定処理業者への処理委託量								0	
	再生利用業者への処理委託量								0	
	認定熱回収業者への処理委託量								0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								0	